

保福障支第4485号
令和2年12月11日

各施設・事業所
管理者様

さいたま市保健福祉局
福祉部障害支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染者の増加に伴う事業所の感染防止対策等について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に報道されておりますとおり、全国におきまして新型コロナウイルス感染者が再び増加しています。

各事業所におかれましては、引き続き、職員や利用者等の健康観察や、施設内の十分な換気など、感染拡大防止の取組みを徹底していただきますようお願いいたします。（下記(1)の感染防止チェックシートを御活用ください。）

なお、職員や利用者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、保健所に連絡の上、その指示に基づき対応していただくとともに、当課にも感染者等の情報提供をお願いいたします。

また、感染防止対策に対する補助制度などについては、下記の情報を御確認くださいませようお願いいたします。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止チェックシート
(別添1のとおり)
- (2) 行政検査の相談機関（埼玉県指定診療・検査医療機関、埼玉県受診・相談センター）
※さいたま市民も利用できます。
(別添2のとおり)
- (3) 行政検査が行われず障害者施設において自費検査を実施した場合の補助
(別添3のとおり)
- (4) 感染者や濃厚接触者に対してサービスを提供した場合等に発生したかかり増し経費に対する補助
(別添4のとおり)

担当 保健福祉局福祉部障害支援課
審査指定係 林、利根澤、高橋、大浜
直通 048-829-1309
FAX 048-829-1981
E-mail: shogai-shien@city.saitama.lg.jp

別添 1**新型コロナウイルス感染症の
拡大防止チェックシート****【障害者施設】**

令和 年 月 日

確認項目	チェック欄
1. 基本的な感染対策	
マスクは隙間なく正しく着用している。	
手指消毒は、適切な量を使用し正しく行っている。	
入退室時、利用者ごと、ケアごとに手指消毒をしている。	
施設内の換気を適切に行っている。	
2. 職員の健康管理	
出勤前後の検温を徹底している。	
体調不良時の出勤は自粛させている。	
職員が休んだ時のバックアップ体制を整えている。	
休憩室や食事時間等でも密を避ける工夫や、室内の換気をしている。	
3. 利用者のケア	
毎日決まった時間での検温や、食事の際の体調確認など健康状態を把握している。	
発熱などの症状がみられた場合、速やかに医師や看護師に相談できる体制を整えている。	
症状のある利用者を隔離するための部屋を設けている。	
4. その他	
感染症の発生を想定した体調不良者とその他利用者への対応や、報告などの体制ができています。	
感染症に関する理解を深める研修を実施している。(※)	
感染症対策に関する補助金を活用している。	

※ 埼玉県の感染症対策を学ぶ研修動画をご活用ください。

(URLはこちら⇒http://www.saitama.med.or.jp/2020corona_kenshukai/index.html)

(確認：)

発熱などの症状がある場合で、
受診先に迷う時は
受診できる医療機関を
ホームページで確認できます。



**受診時
の
注意点**

他の患者や医療従事者などへの感染防止のため、
医療機関に直接行かないください。
診察の時間帯などを分けている場合がありますので、
事前に受診方法を確認し、医療機関に電話で相談・予約をしてください。

● **ホームページで確認**

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザなど発熱患者等の診療・検査を行う
医療機関を県のホームページで検索できます。

埼玉県指定 診療・検査医療機関

埼玉県 診療・検査医療機関

検索



● **受診先の確認、受診を迷う場合**

埼玉県受診・相談センター

TEL 048-762-8026

FAX 048-816-5801

※日曜日を除く9時～17時30分

【受付時間外は県民サポートセンター】

TEL 0570-783-770 (24時間) / FAX 048-830-4808



詳しくは市ホームページをご覧ください。



別添 3

保福障支第4234号
令和2年11月27日

障害福祉サービス等事業所
管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の自費検査を実施した場合の補助について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、厚生労働省より別添のとおり通知が発出されましたので、下記のとおり周知いたします。

記

保健所による行政検査が行われず、障害者施設において自費で PCR 検査を実施した場合については、「埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業」によって費用の補助の対象となります。

補助金の申請・お問い合わせにつきましては、埼玉県ホームページを御参照ください。

埼玉県ホームページ


<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/jigyoushamukeosirase/020728.html>

※別紙に該当箇所についてお示ししておりますのでご参考ください。

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課 自立支援給付係
TEL 048-829-1305
FAX 048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp

さいたま市障害福祉サービス等事業所における感染者対応経費補助事業の概要


利用者又は職員等に新型コロナウイルス感染症が発生した事業所等において、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、必要な経費等（事業所の消毒費、割増賃金等）を補助するもの。



(1)新型コロナウイルス感染症が発生した事業所や濃厚接触者に対応した事業所

【対象経費】

- ・事業所等の消毒・清掃費用
- ・マスク、手袋等の衛生用品の購入費
- ・人員確保のための割増賃金、宿泊費等



(2)新型コロナウイルス感染症が発生した事業所に職員等を応援派遣した事業所等

【対象経費】

- ・職員派遣するための諸経費
割増賃金、旅費、宿泊費等

補助対象基準額

		(1)障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援		(2)障害福祉サービス等事業所との連携支援	
		【対象事業所】 ① 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所 ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等		【対象事業所】 ① 要綱第3条第1項第2号（ア）の連携先の障害福祉サービス等事業所 ② 要綱第3条第1項第2号（イ）の連携先の障害福祉サービス等事業所	
		各サービス共通	当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所	各サービス共通	
通所系	1療養介護	1,978千円／事業所	左記に加えて	1,978千円／事業所	989千円／事業所
	2生活介護	631千円／事業所	左記に加えて	631千円／事業所	316千円／事業所
	3自立訓練（機能訓練）	288千円／事業所	左記に加えて	288千円／事業所	144千円／事業所
	4自立訓練（生活訓練）	228千円／事業所	左記に加えて	228千円／事業所	114千円／事業所
	5就労移行支援	221千円／事業所	左記に加えて	221千円／事業所	110千円／事業所
	6就労継続支援A型	279千円／事業所	左記に加えて	279千円／事業所	140千円／事業所
	7就労継続支援B型	294千円／事業所	左記に加えて	294千円／事業所	147千円／事業所
	8就労定着支援	44千円／事業所	左記に加えて	35千円／事業所	17千円／事業所
	9自立生活援助	23千円／事業所	左記に加えて	19千円／事業所	9千円／事業所
	10児童発達支援	271千円／事業所	左記に加えて	271千円／事業所	136千円／事業所
	11医療型児童発達支援	172千円／事業所	左記に加えて	172千円／事業所	86千円／事業所
	12放課後等デイサービス	257千円／事業所	左記に加えて	257千円／事業所	128千円／事業所
短期入所	13短期入所	146千円／事業所	左記に加えて	146千円／事業所	73千円／事業所
入所・居住	14施設入所支援	1,013千円／事業所	左記に加えて	1,013千円／事業所	506千円／事業所
	15共同生活援助（介護サービス包括型）	335千円／事業所	左記に加えて	335千円／事業所	167千円／事業所
	16共同生活援助（日中サービス支援型）	299千円／事業所	左記に加えて	259千円／事業所	129千円／事業所
	17共同生活援助（外部サービス利用型）	150千円／事業所	左記に加えて	150千円／事業所	75千円／事業所
訪問系	18居宅介護	107千円／事業所			41千円／事業所
	19重度訪問介護	175千円／事業所			67千円／事業所
	20同行援護	60千円／事業所			23千円／事業所
	21行動援護	106千円／事業所			41千円／事業所
	22居宅訪問型児童発達支援	33千円／事業所			11千円／事業所
	23保育所等訪問支援	35千円／事業所			13千円／事業所
相談系	24計画相談支援	50千円／事業所			25千円／事業所
	25地域移行支援	36千円／事業所			18千円／事業所
	26地域定着支援	38千円／事業所			19千円／事業所
	27障害児相談支援	37千円／事業所			18千円／事業所
助成額の算定		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。 			